

南相馬市復興総合計画基本構想（素案）パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方

項目		意見等	市の考え方
1	基本構想全般	国などが企画した施策や施設が南相馬市に誘致されない。	市内においては現在のところ、福島第一原子力発電所事故により大きな被害を受けている相双地方が抱える様々な問題を解決していくために、放射線に関する調査や研究、原子力発電所の監視を行う施設として、県の環境創造センター、オフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）及び（仮称）浜地域農業再生研究センターの整備が予定されています。 さらなる国などの施設の誘致について、基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいります。
2		方向性や具体性がないものは駄目。詭弁ばかりの計画書は不要。	基本構想は、10年後の南相馬市の将来像を示すものであり、具体的には基本構想を受けて策定する基本計画の中で定めていくこととしています。 ご意見を踏まえ、基本計画の中で具体的な方策を検討してまいります。
3		今回の起草案は、普通の災害復興パターンに従来から計画されていたまちづくり構想を組み合わせて、それに多少の放射能対策を加味した程度のものと言わざるを得ない。 プランには「放射能不安払拭」とあるが、「除染」をして線量が下がったからもう安心とはならない。こここのところで共有できる認識に立てるか否かが、目指すべき将来像をイメージするうえで重要なポイントになると考えている。	市としても今回の原発事故に伴う放射能被害については非常に大きなものとどうえており、「原発事故を克服し、誰もが安全・安心に暮らせるまち」をまちづくりの4つの目標の1つに位置づけたところです。 基本構想においては、放射能対策について概略的な表現にとどまっておりますが、市としても除染をすれば安心とは考えておらず、除染後の放射能不安の払しょくに向けた各分野における具体的な対策については、基本計画の中で明記していく考えです。
4		かつて干拓等で造成された農地が、津波被害により再度湿地化している場所について、農地への復興が困難な場合、地域の豊かな自然と自然環境の持つ減災機能を活かすような計画も必要かと思う。	基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいります。

項目	意見等	市の考え方
5 第1編 南相馬市復興総合計画の策定にあたって 第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方	「歴史に根差し、地域の特性を生かした計画づくり」とあるが、相馬野馬追や二宮仕法にとどまり、これまでと何ら変わらない。これまでの地震、津波で受けた被害にも目を向けるべきである。	ご指摘の項目については、震災に伴う大きな社会情勢の変化があった中においても、これまで先達が守り引き継いできた歴史や伝統については次の世代に引き継いでいかなければならぬという思いから設けたものです。 過去の災害に学ぶという視点も重要であると認識しておりますので、（1）復興を着実に前進させる計画づくりと、まちづくりの目標の「原発事故を克服し、誰もが安全・安心に暮らせるまち」に加筆いたします。（P 2、21）
6 第1編 南相馬市復興総合計画の策定にあたって 第3章 南相馬市を取り巻く現状	「小高区駅通り他の液状化現象」と「大柿ダムの高濃度汚染土壤堆積」について、構想の中に明記すべき。	ご意見を踏まえ、液状化現象について文章を追加いたします。（P 9）
7 第1編 南相馬市復興総合計画の策定にあたって 第4章 将来の人口	人口増加を目指し、若い世代をここに呼び込むことが第二の安全神話をつくることにならないとも限らない。あくまでも、危険はあるけどここが好きでここにいるという人々を大切に守るというスタンスを骨にすべき。	現在市に住んでいる市民を大切にするという視点は非常に重要であると捉えております。同時に、南相馬市を持続可能なまちとし、次の世代に引き継ぐためには若い世代の呼び込みも不可欠でありますので、原案のとおりといたします。
8 第2編 基本構想 第1章 目指す将来像 1. 10年後の将来像	市役所の役割は、最大市民の最大幸福を実現すること。「市民の幸福を創造する」「全ての市民の幸福を目指す」といった文言を入れるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、将来像の趣旨に文言を追加いたします。（P 20）
9 第2編 基本構想 2. 本計画期間に目指す「まちづくりの目標」 逆境を飛躍に変え、元気で活気に満ちたまち	「特に、小高区については市街地の再整備を推進・・・」とあるが、市街地だけではなく、小高地区の振興を推進する必要があることから、「市街地の再整備など小高区の振興を推進していきます」とすべきではないか。	ご指摘の部分については、前段で市全体の今後の取り組みについて述べ、後段で小高区市街地の再整備を特に記載しております。したがって、小高区の市街地以外の部分については前段に含んでいるため、原案のとおりといたします。

項目		意見等	市の考え方
10	第2編 基本構想 2. 本計画期間に目 指す「まちづくりの 目標」 人を育み、郷土を愛 し、若い世代が夢と 希望を持てるまち	「地域を担う人材」を「地域を担う人財」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、文言を修正いたします。 (P 2 1)
11		学力向上だけでなく、「体力」の向上も重視する必要があることから、「学力と体力の向上」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、文言を加筆いたします。 (P 2 1)
12	第2編 基本構想 2. 本計画期間に目 指す「まちづくりの 目標」 原発事故を克服し、 誰もが安全・安心に 暮らせるまち	「原発事故」を「原子力災害」としてはどうか（6つの基 本指針には、原子力災害の言葉が出てくる。）。	まちづくりの目標において「原発事故の克服」を位置付けたのは、今回の被害の出発点を明確にする意図で位置づけたものです。また、基本指針にある「原子力災害」については、自然災害との対比として位置付けているものですので、原案のとおりといたします。
13		「原発事故を克服し、原子力に依存しない・・・」と言つ ていることから、一歩踏み込んで「自然環境との共生」「自 然と共存する」という言葉が必要ではないか。例えば、「自 然との共生によって原子力に依存しない安全・安心のまちづ くりを推進する・・・」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、文章を修正いたします。 (P 2 1)
14	第2編 基本構想 基本指針1 「地域の 特性を見つめなお し、産業と交流がさ かんなまちづくり」	南相馬市の発展において、一次産業のさらなる成長は不可 欠である。新地町で「畜産向け甘草塩麹資料の販売事業」を 実施しているが、甘草はマメ科の植物で塩害にも強く、生薬 漢方薬の原料としても使われている。日本ではほとんど生産 されていないらしく、ほとんどが輸入に頼っている。付加価 値の高い植物である。津波被害の跡地にクローバーが群生し ており、まさにマメ科の植物にとって最適だと思う。	基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいり ます。
15		相馬野馬追は地縁、血縁で固めている印象がある。外の者 を受け入れ、体育に馬術を組み込む、馬術を学べる学校をつ くるなど、開けた策が必要である。	基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいり ます。
16		農業において、この地のものを放射能検査して安全と伝え るよりも、土を使わない先端農業を推進するほうがピンチを チャンスに変えられるのではないか。	基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいり ます。

項目		意見等	市の考え方
17	第2編 基本構想 基本指針1 地域の特性を見つめなおす、産業と交流がさかんなまちづくり	基本指針1の主な施策分野に「観光交流」があるが、交流は観光だけにとどまらず、文化、スポーツ、教育、経済など様々あり、観光交流の範疇では対応できない部分があることから、「あらゆる交流」「多様な交流」か、端的に「交流」だけにとどめてはどうか。	基本構想の中では、大きな括りとして「観光交流」としましたが、基本計画の中ではご指摘のとおり「観光」と「交流」を切り分けて検討していく予定としておりますので、基本構想については原案のとおりといたします。
18		基本指針1の具体的取組で、「地元中小企業の振興」を入れるべき。	地元中小企業の振興については、「これまで本市の発展を支えてきた農林水産業及び商工業の再建支援」に包含されることから、原案のとおりといたします。
19	第2編 基本構想 基本指針2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり	南相馬市は救急車の稼働が多く、それにより医療現場は疲弊している。その多くは高齢者の軽症によるものであることから、高齢者が安心して一泊の様子観察入院ができるような体制を望む。	基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいります。
20		高齢者は、馴染んだ自宅で安心して暮らせるのがベスト。既存のNPOに見守り機能を依頼する姿勢が必要。	基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいります。
21	第2編 基本構想 基本指針3 災害に対応できる安全・安心なまちづくり	病院をはじめ、人が多く集まる場所の防災対策の確認、マニュアル整備の義務化を策定する必要がある。外から人を呼ぶのであれば、みんなを守るという意識を行政から厳しいくらい指導する姿勢が必要である。	基本構想を実現するための基本計画の中で検討してまいります。
22	第2編 基本構想 基本指針4 環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり	基本指針4に「環境にやさしく・・・」とあるが、環境だけでは「自然環境」「生活環境」「教育環境」などの言葉があることから、明確に「自然環境」としてはどうか。主な施策分野も同じ。	ここでいう「環境」には、自然環境と生活環境の両方を含むことから、原案のとおりといたします。
23	第2編 基本構想 基本指針6 市民の力を生かした持続可能なまちづくり	基本指針6の「避難者に対し市の情報を積極的に発信することで帰還を促進します」は、避難者の帰還のみならず今ここに住む市民や市外に南相馬市の良さを発信することで、新たに住む市民を増やす必要があることから、例えは「避難者を含む市内外に対し市の情報を積極的に発信することで、帰還の促進と定住人口拡大を図ります」としてはどうか。	基本指針6については地域コミュニティの再生など、市内で暮らす市民を主眼に置いたものです。市外からの移住・定住を促すための情報発信については基本指針1で記載していることから、基本指針6については原案のとおりといたします。